

耐震診断員を派遣し、木造住宅の耐震診断を無料でを行います。

■対象となる木造住宅

次のすべての要件を満たす市内の住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工し、完成しているもの
- ②延べ面積の半分以上が住宅用になっているもの
- ③階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ④木造軸組工法のもの(枠組壁工法、丸太組工法等ではないもの)

■対象者

対象となる住宅を所有する人

■耐震診断の内容

「滋賀県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて、県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。

■予定棟数
40棟(先着順)



添付書類

- 付近見取図
- 建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類
- 確認通知書・固定資産税課税明細書・建物の登記簿のいずれかの写し)



■申込期間

5月30日(木)～7月31日(水)

■申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、左記の書類を添えて郵送または持参してください。(提出先 開発建築指導課(東別館4階)〒526-0031 八幡東町632)
 ※申込用紙は開発建築指導課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
<http://www.city.nagahama.shiga.jp>

耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事に対し、その費用を一部補助します。

また、耐震工事と併せて行われる地震災害時の一助となるバリアフリー改修工事費も補助の対象となります。

■対象となる木造住宅

次のすべての要件を満たす市内の住宅

- ①耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
- ②市が行う「無料耐震診断」(上記参照)の対象となるもの

■対象者

対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人



昭和56年5月31日以前に建築された住宅および特定建築物(多数の人が利用する建築物などで一定規模以上のもの)の「耐震診断」を実施する所有者に対して、耐震診断費用を補助します。

■申込期間(事業予算内で先着順) 5月30日(木)～11月15日(金)
 詳しくは、担当課まで問合せください。

市内の既存建築物に施工されている吹き付け建材のアスベスト含有分析調査の費用を補助します。

これはアスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的として実施するものです。

■対象となる建築物

○吹き付け建材が施工されていることが確認でき、アスベスト含有の恐れがあるもの

○確認済証の交付を受けて建築されたもの

○当面解体(除去)・増築・改築する予定のないもの

○アスベスト含有調査に関して、他の国庫補助金等を受けていないもの

■対象者

- 対象建築物の所有者または管理者もしくは組合の代表者
- 市税等の滞納がない人
- 補助金の交付決定後に吹き付け建材のアスベスト含有分析調査(6種)を行い、補助事業実績報告書等を提出することができる人



高齢者やしょうがいのある人が、より積極的に社会参加できるよう、店舗等のバリアフリー改修工事費の一部を補助します。

■対象施設

市内の小売店、飲食店、理美容店等で、常時雇用している従業員が20人未満の店舗。居住部分や事務所部分は含みません。

■対象となる工事

工事費用が3万円以上で、屋内外の段差解消、スロープや手すりの設置、間口の拡張、滑り止めの設置、洋式便器への取り換えなど。
 ※新築や改築は対象外です。
 また、工事は平成27年3月31日まで完了する必要があります。

■補助金の額

対象となる工事の半額を補助します。(最大30万円まで)



実施要項や様式は市ホームページからダウンロードすることができます。
<http://www.city.nagahama.shiga.jp>

※注意

- 工事は、市内に本店(主たる事業所)を有する業者が施工するものに限りです。
- 当補助金の活用は、1店舗につき1回限りです。また、その他の補助金との併用はできません。
- 工事後の申請はできませんので、設計図や見積書をお持ちになり、対象となるか事前に相談ください。